

令和7年11月20日

総務省における物品等の契約に係る指名停止措置について

総務省は、以下の事業者に対して、本日、物品等の契約に係る指名停止措置を行いました。

記

1 対象事業者
HL株式会社

2 指名停止の期間
令和7年11月20日から令和8年2月19日まで

3 指名停止の理由

HL株式会社は、令和7年4月23日付で当省統計局と契約した「調査区対応付・隣接調査区等検索ツールの開発業務の請負」の履行に当たり、同局からの度重なる連絡及び確認行為に対し、「対応可能」等の返答を繰り返すなど、同社の過失及び不誠実な対応により契約に定める期限までに履行を完了せず、同期限超過後に納入された成果物についても仕様どおりに動作せず、検査結果が不合格であったため、同局は、10月29日付で同社との契約解除に至ったものである。

これは、総務省における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に定める「所属担当官が締結した物品等の契約の履行に当たり、過失により契約履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）」（別表1第2号）及び「業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき」（別表2第11号）に該当するため。

（本件問い合わせ先）

総務省大臣官房会計課監査指導係

担当者：坪内、山内

T E L : 03-5253-5135